

平成29年度 さいたま市立大宮西中学校いじめ防止基本方針

H. 29. 9. 1

I はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもたちにも、どの学校にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

生徒や保護者からの申し出がなかったとしても、生徒のちょっとした言動や表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めていくことで、いじめの防止につながっていく。そして、いじめを認知したときは、組織的な対応で、正確な実態把握、情報の共有、いじめられた生徒を徹底して保護することなどに全力で取り組む。

さいたま市立大宮西中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取り組みについて示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3 学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、「いじめ対策委員会」に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめられている生徒を絶対に守り抜くこと。徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 6 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、よく話を聴きながら、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理・福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うとともに、保護者との連携も図る。
- 9 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。

【平成29年度 大宮西小・中合同スローガン】

にっこ、みんなで、いいことしよう！

～早寝・早起き・朝ご飯

そして友達の力になろう～

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断すること。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

→被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

→被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は継続的に注意深く観察する必要がある。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：大宮西中学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うためにいじめ対策委員会を組織する。

（2） 委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員等（必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、児童相談所等関係機関に出席を要請し、対応していく）

（3） 開催

①定例委員会を実施する。（各学期1回程度開催する。）

②校内委員会を実施する。（週1回、生徒指導委員会と兼ねて開催する。）

③臨時委員会を実施する。（必要に応じて、必要な委員を招集して開催する。）

（4） 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口になる

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

- ・いじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ防止委員会

- （1） 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、生徒会本部役員が中心となり、いじめの防止を訴え、自発的、自治的な活動で、いじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- （2） 委 員：生徒会長、生徒副会長、生徒会委員会部長、生徒会会計、生徒会書記、各委員会委員長、各部部長、学級委員
- （3） 開 催
 - ①定例委員会を実施する。（各学期1回程度開催する。）
 - ②臨時委員会を実施する。（必要に応じて開催する。）
- （4） 内 容
 - ①いじめ撲滅に向けて、自主的、継続的に話し合いを進める。
 - ②いじめ未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進する。
 - ③生徒会が中心となり、各学級においていじめ撲滅についての話し合いを行い、そして集約し、スローガンを掲げる。
 - ④学校行事等において、3年生を中心とした縦割り班での活動に取り組み、互いに認め合い、助け合う関係を築く。
 - ⑤さいたま市立中学校子ども会議に代表者が参加し、本校の取組の様子を発表する。

V いじめの未然防止【学校いじめ防止プログラム】

1 道徳教育の充実

- （1）教育活動全体を通して
 - 学校の道徳教育は、道徳の時間だけでなく、教育活動全体を通して行う。特に、「いじめをしない、許さない」という資質をあらゆる教育活動の場面において育てていく。
 - （2）道徳の時間を通して
 - いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するときがある。道徳教育推進教師を中心に「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「感謝」「思いやり」「法やきまりの遵守」等の項目について取り扱う。
- ### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
- 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下の内容に取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりを行う。
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンを展開する。
 - ・ 朝礼において、「校長によるいじめ撲滅」の講話を行う。
 - ・ 学級活動において、担任によるいじめ未然防止に向けた学級指導を行う。
 - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動を行う。

- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 構成的グループエンカウンターを通して、お互いが本音で話し合い、認め合う関係を作ることで、あたたかい人間関係を育てていく。
 - 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、コミュニケーションスキルを身に付け、コミュニケーション能力を育み、良好な人間関係を築くことにより、いじめのない集団づくりに努める。
 - (2) 直接体験の場や機会を通して
 - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図り、コミュニケーション能力の向上を目指し、継続的な良好な人間関係を保つことにより、いじめのない集団づくりに努める。
 - (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - 学級担任は、学級の生徒についての状況と効果を明らかにし、指導の充実・改善の資料とするとともに、その結果を今後の学級経営の参考にすることで、いじめのない集団づくりに努める。また、調査結果は学年など全体で共有し、必要に応じて組織で対応する。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
 - 授業の実施： 各学年 5月末日まで
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 5月13日
 - (2) 授業を通して
 - インターネットを利用した授業を実施するときには、情報モラルについて確認する。
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
 - 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施： 3年生 10月下旬～11月上旬
- 7 人権教育を通して
 - 人権週間の取組の中で、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解し、人の痛みを思いやることができるよう生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
 - 人権作文、人権標語の取組を通して、人権意識の高揚を図る。
 - 9月の生徒集会で、学級委員会による人権集会を実施し、生徒自身による人権意識の高揚の場とする。
- 8 保護者との連携を通して
 - (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 - (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
 - (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせて、心の安全を図る。
- 9 その他
 - さわやか相談室だより、保健室だより等で、困ったときには相談することが大切であり、相談先を周知するなど、相談しやすい環境づくりをすすめる。

○学校における人権教育の推進、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」に加えて、本校では特別活動の取組を重視し、良好な人間関係の構築を図る（学級会）。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒がいるところには、教職員がいる。
- ・生徒の微妙な変化を捉える。
- ・気付いた情報を共有する。
- ・情報に基づき、正確な実態把握を行い、速やかに組織的な対応を行う。

(1) 健康観察

- ・一人ひとりの表情を観察しながら呼名を行い、健康観察の徹底を図る。

(2) 授業中

- ・忘れ物が多くなり、意欲が低下してくる。
- ・表情がさえず、うつむき加減である。活気がなく、おどおどしたり、周囲を気にしたりする。
- ・その子の発言に対して、過剰な反応があったり、その子を褒めると嘲笑が起きたり、しられたりする。
- ・となりの席と机が離れている。その子の机や椅子に触れようとしない。
- ・係を決めるとき、ふざけ半分に推薦される。

(3) 休み時間

- ・一人でぼつんとしていることが多い。
- ・保健室への来室が増える。
- ・授業に遅れて入る。
- ・「遊び」と称してからかいの様子が見られる。

(4) 給食

- ・班から机を離して食べる。
- ・食欲がない。
- ・片づけなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。

(5) 部活動

- ・参加を渋ったり、休みがちになる。
- ・無断で休む。
- ・ペアにならない。
- ・雑用をやらされる。

(6) 登下校

- ・遅刻、欠席、早退、登校時刻ぎりぎりの登校が増える。
- ・一人で登校する。
- ・友人の荷物を持たされる。

(7) その他

- ・生活ノート、作文などに気にかかる表現がある。
- ・本人の教科書等、持ち物に落書きが見られる。また、黒板や机等に悪口が落書きされる。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回）※必要に応じこれ以外にも実施する。

(2) アンケート結果：教育相談部会を中心に、学年・学校全体で情報を共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行うとともに、面談した生徒の状況および面談結果を、生徒委員会、教育相談部会を中心に、学年・学校全体で情報共有し、指導・保存する。

- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - (1) 簡易アンケートを毎月末に実施し、結果に応じて「心と生活のアンケート」と同様の対応を図る。毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
 - (1) 教育相談週間の設定：11月1日（火）～10日（木）
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談室だよりの発行：毎月1回
 - ② さわやか相談室の充実：教育相談週間だけでなく、日頃からの相談活動の充実を図るために、さわやか相談室利用の仕方の周知を図る。
 - (3) 家庭訪問の実施：7月21日（木）～29日（金）
- 5 保護者アンケートの実施
 - (1) アンケートの実施：12月及び学校行事（学校公開日、体育祭、文化発表会等）のとき
 - (2) アンケート結果の活用：集計結果を学校だより等で公表するとともに、個別事案についてはいじめ対策委員会が対応する。
- 6 地域からの情報収集
 - (1) 民生児童委員・主任児童委員：民生児童委員・主任児童委員連絡会を7月に実施する。互いに情報交換を行うとともに、具体的な連携体制を確認する。
 - (2) 学校評議員：学校評議員会を6月、12月、3月に実施する。その中で、いじめ防止基本方針について説明をするとともに、情報交換、意見交換を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたとき、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長
 - ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - ・構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭
 - ・校長を補佐する。
 - ・マスコミ等の外部対応を行う。
- 教務主任（主幹教諭）
 - ・校長、教頭を補佐する。
- 担任
 - ・事実の確認のため、情報収集を行う。
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 学年担当
 - ・いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
 - ・まわりの生徒への指導を行う。
- 学年主任
 - ・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
 - ・担当する学年の情報共有を行い、生徒指導主任に情報を集約する。
 - ・校長（教頭）に報告する。

- 生徒指導主任
 - ・各学年の情報を集約する。
 - ・校長（教頭）に報告する。
 - ・生徒の情報、今後の対応を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーター（教育相談主任）
 - ・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭
 - ・担任とともに、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の心に寄り添い、親身の指導を行う。
- 部活動の顧問
 - ・担任と協力しながら事実確認、情報収集を行う。
 - ・いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー
 - ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者
 - ・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域
 - ・いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を迅速に行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめ防止に対する意識の向上や、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修を、年間を通じて計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・策定したいじめ防止基本方針を、第1回の職員会議で提案し、周知徹底し、全教職員で共通理解を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- (1) いじめに関する研修
 - ・事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修の実施
 - 授業規律の徹底
 - ・「チャイムとともに学習開始」「始業・終業のあいさつしっかり」「人の話は一度で聴く」「しっかりノートを取る」の共通理解を図り、職員、生徒ともに徹底を図る。
 - 指導方法の工夫改善
 - ・授業公開を行い、お互いの授業を参観する中で、指導力の向上を図る。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解
 - ・各学期のはじめに生徒の情報交換を行う。
 - ・必要に応じて、朝の職員集会で情報を行う。
 - ・発達障害について理解を深めるとともに、具体的な事例に基づき、研修を進め、的確な生徒理解を図るために、8月22日に特別支援教育に関する研修を行う。
 - (3) 情報モラル研修
 - ・ネット上のいじめの防止のために、各教科でどのように指導すべきか、また、学校だけの指導では限界があるので、家庭での指導をどのようにおこなっていけばよいのか、情報モラルに関する研修を8月22日に行う。
 - (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ. 回数 学期に1回（年に3回）
 - ウ. 情報教育部と連携して、生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。
 - (5) 「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：7月、12月

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、12月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、12月、3月

(3) いじめ問題に関する校内研修会等の開催時期：

- ・ 5月…学校いじめ防止基本方針の研修
- ・ 8月…生徒指導、情報モラル、特別支援教育、人権教育に係る伝達研修
- ・ 1月…教育相談・特別支援教育に係る研修

平成29年度 大宮西中学校いじめ防止基本方針 具体的な取組													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○						○		○			
	簡易アンケート		○	○		○		○		○	○	○	
	保護者アンケート								○				
	教育相談週間							○					
	★家庭訪問				○								
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○					○				○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業			○	○								
	「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」							第3学年					
	★ひまわり特別支援学校訪問								第2学年				
	職員会議	基本方針共通理解			取組評価アンケート	基本方針見直し	基本方針共通理解		取組評価アンケート	基本方針見直し	基本方針共通理解		
	研修	生徒理解				情報モラル研修 特別支援教育研修	生徒理解				生徒理解		
	啓発	学校だより	HP					学校だより			学校保健委員会 新入生保護者会		学校だより
	PDCAサイクルに係る取組	いじめ対策委員会(定例委員会)			○					○			○
		いじめ対策委員会(校内委員会)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
生徒会				○				○			○		
家庭や地域、関係機関と連携した組織					○	○							